

(3) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（議案第30号）

（歳入）

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
46	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	3 保健福祉費 負担金	121	-	121	皆 増
51	18 使用料及び 手数料	1 使 用 料	3 保 健 福 祉 使 用 料	1,579,009	1,469,448	109,561	7.5
59 ～ 61		2 手 数 料	3 保 健 福 祉 手 数 料	227,292	251,666	△ 24,374	△ 9.7
64		3 収 入 証 紙 収 入	1 収 入 証 紙 収 入	312	234	78	33.3

説 明

千円

1. 障がい福祉費負担金

4. 急患診療所使用料	1,166,308
5. 島しょ診療所使用料	56,237
6. 健康づくりサポートセンター使用料	19,186
7. 火葬場使用料	323,446
8. 保健所使用料	9,407
9. 保健福祉施設使用料	4,425

2. 急患診療所手数料	352
3. 島しょ診療所手数料	21
4. 狂犬病予防注射等手数料	30,754
5. 犬の登録等手数料	3,976
6. 抑留犬返還等手数料	1,220
7. と畜検査手数料	57,210
8. 医薬務等手数料	18,212
9. 浄化槽保守点検業登録等手数料	134
10. 保健所手数料	111,490
11. 特定動物飼養許可等申請手数料	164
12. 動物取扱業登録等申請手数料	2,398
13. 犬及び猫の引取手数料	96
14. 保健環境研究所手数料	1,265

収入証紙収入

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
66 ～ 68	19 国庫支出金	1 国庫負担金	2 保健福祉費 国庫負担金	7,038,244	9,512,774	△ 2,474,530	△ 26.0
73 ～ 75		2 国庫補助金	3 保健福祉費 国庫補助金	1,100,590	5,163,226	△ 4,062,636	△ 78.7
82			12 緊急経済 対策費 国庫補助金	103,728	545,828	△ 442,100	△ 81.0
83 ～ 84		3 委 託 金	3 保健福祉費 委 託 金	358,061	358,106	△ 45	△ 0.0
85	20 県支出金	1 県負担金	2 保健福祉費 県負担金	8,252,236	8,189,266	62,970	0.8

説 明

千円

1. 障がい福祉費負担金	2,587,948
3. 国民健康保険基盤安定負担金	1,568,200
5. 感染症対策費負担金	1,186,410
8. 難病医療費等負担金	1,695,686

2. 障がい福祉費補助金	40,934
7. 健康増進対策費補助金	60,571
8. 感染症対策費補助金	996,623
9. 食品衛生費補助金	2,462

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2. 国民年金事務費委託金	353,282
4. 国民栄養調査費委託金	3,616
5. 予防接種副反応モニタリング事業費委託金	330
6. 食品衛生費委託金	304
7. 環境保健サーベイランス委託金	529

1. 国民健康保険基盤安定負担金	5,296,400
3. 感染症対策費負担金	15,140
5. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	2,940,696

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
87 ～ 88		2 県 補 助 金	2 こ ど も 育 成 費 県 補 助 金	千円 1,663,058	千円 1,641,484	千円 21,574	% 1.3
88 ～ 90			3 保 健 福 祉 費 県 補 助 金	452,197	70,127	382,070	544.8
96 ～ 97		3 委 託 金	2 保 健 福 祉 費 委 託 金	28,471	28,855	△ 384	△ 1.3
98	21 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 財 産 貸 付 収 入	972	972	-	-
99			2 利 子 及 び 配 当 金	759	772	△ 13	△ 1.7
104	22 寄 附 金	1 寄 附 金	3 保 健 福 祉 費 寄 附 金	33,570	19,164	14,406	75.2
108 ～ 109	23 繰 入 金	9 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	1 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	6,000	1,000	5,000	500.0
112		▲ 医 療 ・ 介 護 従 事 者 等 応 援 基 金 繰 入 金	▲ 医 療 ・ 介 護 従 事 者 等 応 援 基 金 繰 入 金	-	8,213	△ 8,213	皆 減

説 明

千円

3. 母子保健費補助金

2. 健康増進対策費補助金

4,829

3. 救急医療施設運営費等補助金

14,950

4. 公衆浴場設備改善事業補助金

1,000

5. 感染症対策費補助金

401,216

6. 障がい福祉費補助金

27,292

8. 地域自殺対策強化事業補助金

2,910

2. 統計調査費委託金

11,760

3. 保健衛生事務取扱費委託金

16,711

1. 土地貸付収入

11. 健康づくり基金利子収入

2. 保健衛生費寄附金

健康づくり基金受入金

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
113	25 諸 収 入	2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	千円 80,966	千円 73,226	千円 7,740	% 10.6
119		12 雑 入	3 こ ども 育 成 費 雑 入	203,844	215,282	△ 11,438	△ 5.3
120			4 保 健 福 祉 費 雑 入	924,099	923,855	244	0.0
123			13 そ の 他 の 雑 入	7,864	8,211	△ 347	△ 4.2
123		▲ 納 付 金	▲ 納 付 金	-	46,555	△ 46,555	皆 減
125	26 市 債	1 市 債	3 保 健 福 祉 債	337,000	109,000	228,000	209.2
歳 入 合 計				22,398,393	28,637,264	△ 6,238,871	△ 21.8

説 明

千円

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 雇用保険料収入 | 4,472 |
| 2. 厚生年金保険料収入 | 76,494 |

- | | |
|------------|---------|
| 1. 高額療養費収入 | 198,579 |
| 2. 返還金 | 5,265 |

- | | |
|-----------------------|---------|
| 3. 高額療養費収入 | 802,277 |
| 4. 後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金 | 31,252 |
| 5. 有価物売払収入 | 86,564 |
| 6. 障がい者医療返還金 | 3,059 |
| 7. 新青果市場出荷前検査負担金 | 947 |

その他の雑入

2. 衛生施設整備債

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
230 ～ 233	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	4 母子保健費	7,093,972	6,868,559	225,413	3.3
238 ～ 241	4 保健福祉費	1 社会福祉費	2 国民年金費	332,702	321,689	11,013	3.4
240 ～ 243			3 国民健康 保 険 費	17,989,682	18,446,466	△ 456,784	△ 2.5
242 ～ 247		2 保健衛生費	1 保 健 衛 生 総 務 費	7,498,325	7,342,905	155,420	2.1

()内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 子ども医療費		6,116,771 (5,894,061)
2. ひとり親家庭等医療費		977,201 (974,498)
[関連歳入		
(20) 県支出金	1,663,058	
母子保健費補助金		
(25) 諸収入	203,844	
高額療養費収入	198,579	
返還金	5,265	
]		
1. 一般職職員給与費等		309,723 (297,627)
一般職職員・51人 (うち会計年度任用職員・21人)		
2. 基礎年金等事務費		22,979 (24,062)
経常経費		
[関連歳入		
(19) 国庫支出金	353,282	
国民年金事務費委託金		
(25) 諸収入	5,819	
雇用保険料収入	324	
厚生年金保険料収入	5,495	
]		
国民健康保険事業特別会計への繰出金		
[関連歳入		
(19) 国庫支出金	1,568,200	
国民健康保険基盤安定負担金		
(20) 県支出金	5,296,400	
国民健康保険基盤安定負担金		
]		
1. 一般職職員給与費等		2,521,060 (2,417,974)
一般職職員・321人 (うち会計年度任用職員・72人)		
2. 急患診療対策費		1,838,712 (1,809,007)
ア 急患診療所等運営事業費	1,837,535 (1,807,830)	
(医科、歯科)		
イ 救急医療等検討会経費	1,177 (1,177)	
3. 市立病院事業経費		2,453,489 (2,427,808)
ア 市立病院事業調整経費	453,489 (427,808)	
(病院事業共済費負担金、市立病院事業検討経費 等)		
イ 福岡市立病院機構への負担金	2,000,000 (2,000,000)	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A) 千円	令和4年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減(△) (A) - (B) (C) 千円	対前年度 伸 率 (C) / (B) %

() 内は前年度予算額

説 明		千円
4. 医薬務執行経費		6,606 (7,007)
ア 医務事務		2,306 (2,531)
(医務事務、医療安全相談窓口)		
イ 薬務事務		4,300 (4,476)
(薬務事務、薬物乱用対策)		
5. 島しょ診療事業費		166,761 (160,854)
診療所運営事業費		
(島しょ、島しょ施設整備費)		
6. 献血推進事業費		842 (842)
7. 保健環境研究所経費		352,518 (360,881)
(施設整備費、試験・研究経費、施設管理経費 等)		
8. 各種負担金、補助及び交付金		144,174 (136,091)
(各種負担金・補助金、北筑昇華苑組合負担金)		
9. その他の事務事業経費		14,163 (22,441)
(厚生統計調査、医療の国際化に関する事業 等)		
関連歳入		
(18) 使用料及び手数料	1,242,712	
急患診療所使用料	1,166,308	
島しょ診療所使用料	56,237	
保健福祉施設使用料	317	
急患診療所手数料	352	
島しょ診療所手数料	21	
医薬務等手数料	18,212	
保健環境研究所手数料	1,265	
(19) 国庫支出金	4,854	
感染症対策費負担金	4,854	
(20) 県支出金	43,482	
救急医療施設運営費等補助金	14,950	
感染症対策費補助金	1,120	
統計調査費委託金	11,760	
保健衛生事務取扱費委託金	15,652	
(25) 諸収入	14,504	
雇用保険料収入	896	
厚生年金保険料収入	13,263	
その他の雑入	345	
(26) 市債	92,000	
衛生施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
246 ～ 249			2 健 康 増 進 対 策 費	千円 5,349,149	千円 4,578,881	千円 770,268	% 16.8

() 内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等	44,511 (50,212)
一般職職員・30人 (うち会計年度任用職員・30人)	
2. 保健対策費	4,568,519 (3,905,962)
ア がん対策事業費	1,091,174 (1,011,086)
(がん検診、働く世代のためのがん検診推進事業、前立腺がん検診、がん検診受診強化事業 等)	
イ 難病対策事業	3,461,573 (2,871,970)
ウ その他の保健事業等経費	15,772 (22,906)
(健康教育・健康相談、生活習慣病予防健診 (生保)、骨髄等移植ドナー助成事業 等)	
3. 健康づくり推進事業費	736,119 (622,707)
ア 健康づくりサポートセンター経費	484,122 (391,969)
イ 健康増進計画推進事業費	136,474 (122,076)
(地域健康づくり、よかドック30 & ヘルシースクール、健康づくりチャレンジ事業、たばこ (喫煙) 対策 等)	
ウ 歯科保健事業費	97,671 (89,970)
(歯科保健事業、オーラルケア28 (にいはち) プロジェクト、歯周疾患検診 等)	
エ 食生活改善活動経費	11,616 (11,335)
(食生活改善活動・栄養改善、国民健康・栄養調査)	
オ 食育推進事業費	6,236 (7,357)
(食育推進、東区食育推進事業、南区食育推進事業 等)	

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	27,203
健康づくりサポートセンター使用料	19,186
保健所使用料	4,090
保健福祉施設使用料	3,927
(19) 国庫支出金	1,759,873
難病医療費等負担金	1,695,686
健康増進対策費補助金	60,571
国民栄養調査費委託金	3,616
(20) 県支出金	4,848
健康増進対策費補助金	4,829
保健衛生事務取扱費委託金	19
(21) 財産収入	759
健康づくり基金利子収入	
(22) 寄附金	5,050
保健衛生費寄附金	
(23) 繰入金	6,000
健康づくり基金受入金	
(25) 諸収入	4,660
雇用保険料収入	177
厚生年金保険料収入	3,251
その他の雑入	1,232

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
248 ～ 253			3 感 染 症 対 策 費	千円 8,888,233	千円 18,568,637	千円 △ 9,680,404	% △ 52.1

()内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・99人(うち会計年度任用職員・99人)	386,488 (335,073)
2. 感染症予防等経費	8,298,165 (18,030,116)
ア 予防接種費 (予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種、予防接種健康被害対策)	6,374,118 (13,209,318)
イ 感染症予防費 (公費負担(入院医療・保険適用検査)、相談体制強化事業、濃厚接触者等の検査事業等)	1,918,262 (4,816,803)
ウ 性感染症予防費	5,785 (3,995)
3. エイズ対策費 (エイズ対策、学校・仕事帰りのエイズ抗体検査事業)	18,785 (11,886)
4. 結核対策費	111,114 (121,676)
ア 健康診断等経費	44,927 (33,833)
イ 結核対策特別促進事業費	7,432 (5,940)
ウ 結核医療費等経費	45,298 (69,086)
エ 結核予防費補助金	13,457 (12,817)
5. アレルギー疾患対策	803 (1,384)
6. 健康危機管理対策	6,335 (1,075)
7. 肝炎対策	46,848 (46,838)
8. 動物管理経費	19,695 (20,589)

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	40,047
保健所使用料	5,317
狂犬病予防注射等手数料	30,754
犬の登録等手数料	3,976
(19) 国庫支出金	2,282,766
感染症対策費負担金	1,181,556
感染症対策費補助金	996,623
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	103,728
予防接種副反応モニタリング事業費委託金	330
環境保健サーベイランス委託金	529
(20) 県支出金	415,712
感染症対策費負担金	15,140
感染症対策費補助金	400,096
保健衛生事務取扱費委託金	476
(22) 寄附金	10,000
保健衛生費寄附金	
(25) 諸収入	29,767
雇用保険料収入	1,534
厚生年金保険料収入	28,233

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
252 ～ 255			4 環境衛生費	千円 140,545	千円 166,702	千円 △ 26,157	% △ 15.7

()内は前年度予算額

説 明

		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・11人(うち会計年度任用職員・11人)	39,077 (41,498)
2. 施設の衛生確保経費 施設の監視等経費 (施設の監視、社会福祉施設の支援)	13,573 (15,172)
3. 暮らしの衛生対策費 (居住環境の衛生対策、飲用水の衛生対策、衛生害虫対策経費等)	4,312 (4,563)
4. 墓地の管理経費	10,204 (7,797)
5. 動物愛護・適正飼育啓発経費 (動物愛護・適正飼育啓発経費、犬猫譲渡推進事業、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業等)	73,379 (97,672)

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	27,757
保健福祉施設使用料	69
抑留犬返還等手数料	1,220
浄化槽保守点検業登録等手数料	134
保健所手数料	23,676
特定動物飼養許可等申請手数料	164
動物取扱業登録等申請手数料	2,398
犬及び猫の引取手数料	96
(20) 県支出金	1,222
公衆浴場設備改善事業補助金	1,000
保健衛生事務取扱費委託金	222
(22) 寄附金	18,520
保健衛生費寄附金	
(25) 諸収入	3,517
雇用保険料収入	156
厚生年金保険料収入	2,881
その他の雑入	480

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
254 ～ 257			5 食品衛生費	千円 315,752	千円 311,134	千円 4,618	% 1.5
256 ～ 259			6 火葬場費	917,835	852,627	65,208	7.6

()内は前年度予算額

説 明			
			千円
1. 一般職職員給与費等	100,846 (100,993)	
一般職職員・29人 (うち会計年度任用職員・29人)			
2. 安心できる「食」の確保	82,235 (80,744)	
ア 施設の監視等経費	74,287 (73,102)	
(施設監視等、新たな食品関係営業許可制度への対応 等)			
イ 市民への情報提供等経費	7,948 (7,642)	
(市民への情報提供、食の安全・安心プロモーション事業 (中央区) 等)			
3. 食品の検査経費	132,671 (129,397)	
ア と畜検査経費	59,200 (58,680)	
イ 青果魚介類の検査経費	73,471 (70,717)	
関連歳入			
(18) 使用料及び手数料	145,154		
と畜検査手数料	57,210		
保健所手数料	87,632		
収入証紙収入	312		
(19) 国庫支出金	2,766		
食品衛生費補助金	2,462		
食品衛生費委託金	304		
(20) 県支出金	342		
保健衛生事務取扱費委託金			
(25) 諸収入	8,669		
雇用保険料収入	395		
厚生年金保険料収入	7,327		
新青果市場出荷前検査負担金	947		
1. 管理運営費	632,035 (555,766)	
(葬祭場、健康増進会館)			
2. 葬祭場再整備費	285,800 (296,861)	
関連歳入			
(18) 使用料及び手数料	323,457		
火葬場使用料	323,446		
保健福祉施設使用料	11		
(25) 諸収入	90,593		
有価物売払収入	86,564		
その他の雑入	4,029		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
258 ～ 261			7 保 健 所 費	2,593,379	2,271,105	322,274	14.2
260 ～ 267		3 高 齢 福 祉 費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	15,355,554	14,386,465	969,089	6.7
266 ～ 267			2 後 期 高 齢 者 医 療 費	4,790,584	4,527,945	262,639	5.8
266 ～ 269			3 介 護 保 険 費	10,612	-	10,612	皆 増

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・261人(うち会計年度任用職員・25人)	2,039,200	(2,007,936)
2. 保健所運営協議会経費	2,162	(2,162)
3. 管理運営費	202,442	(192,264)
4. 保健所施設設備整備費	349,575	(68,743)
[関連歳入		
(18) 使用料及び手数料	283	
保健福祉施設使用料	101	
保健所手数料	182	
(21) 財産収入	972	
土地貸付収入		
(25) 諸収入	9,141	
雇用保険料収入	489	
厚生年金保険料収入	6,901	
その他の雑入	1,751	
(26) 市債	245,000	
衛生施設整備債		
後期高齢者医療対策費	15,355,554	(14,386,465)
ア 後期高齢者医療費	15,251,822	(14,279,332)
イ はりきゅう費	103,732	(107,133)
[関連歳入		
(25) 諸収入	31,252	
後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金		
後期高齢者医療特別会計への繰出金		
[関連歳入		
(20) 県支出金	2,940,696	
後期高齢者医療保険基盤安定負担金		
介護保険事業特別会計への繰出金		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
268 ～ 279		4 障 が い 福 祉 費	1 障 が い 保 健 福 祉 費	千円 9,256,150	千円 9,295,811	千円 △ 39,661	% △ 0.4
歳 出 合 計				80,532,474	87,938,926	△ 7,406,452	△ 8.4

()内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・36人(うち会計年度任用職員・36人)	126,370 (131,358)
2. 自立支援給付(精神)	4,992,787 (4,787,875)
ア 自立支援医療(精神)	4,988,468 (4,784,096)
イ 事務経費(精神) (障害者総合支援法施行経費(精神)、自立支援医療)	4,319 (3,779)
3. 地域生活支援事業(精神) 精神保健関係事業	743 (581)
4. 重度障がい者医療費	3,870,630 (4,023,898)
5. 精神保健福祉対策費	265,620 (352,099)
ア 精神保健相談等事業 (一般精神保健相談・訪問指導等事業、自殺予防対策事業、地域自殺対策強化事業等)	18,921 (16,884)
イ 精神医療対策 (措置診察・入院・移送等経費、精神科救急医療システム事業、精神障がい者支援体制の構築推進事業)	197,898 (284,640)
ウ 精神保健福祉センター経費 (成人期ひきこもり地域支援センター事業、精神医療審査会経費、事務管理経費等)	48,801 (50,575)

関連歳入

(17) 分担金及び負担金	121
障がい福祉費負担金	
(19) 国庫支出金	2,628,882
障がい福祉費負担金	2,587,948
障がい福祉費補助金	40,934
(20) 県支出金	30,202
障がい福祉費補助金	27,292
地域自殺対策強化事業補助金	2,910
(25) 諸収入	815,007
雇用保険料収入	501
厚生年金保険料収入	9,143
高額療養費収入	802,277
障がい者医療返還金	3,059
その他の雑入	27

イ. 後期高齢者医療特別会計（議案第31号）

（歳入総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
後期高齢者医療保険料	17,283,000 千円	15,994,000 千円	1,289,000 千円	8.1 %
使用料及び手数料	1 千円	1 千円	- 千円	- %
繰入金	4,790,584 千円	4,527,945 千円	262,639 千円	5.8 %
繰越金	111,000 千円	83,000 千円	28,000 千円	33.7 %
諸収入	63,907 千円	77,950 千円	△ 14,043 千円	△ 18.0 %
歳 入 合 計	22,248,492 千円	20,682,896 千円	1,565,596 千円	7.6 %

（歳出総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	375,387 千円	384,308 千円	△ 8,921 千円	△ 2.3 %
給与費等	249,156 千円	254,042 千円	△ 4,886 千円	△ 1.9 %
一般事務費等	126,231 千円	130,266 千円	△ 4,035 千円	△ 3.1 %
後期高齢者医療広域連合納付金	21,828,801 千円	20,254,284 千円	1,574,517 千円	7.8 %
諸支出金	44,204 千円	44,204 千円	- 千円	- %
予備費	100 千円	100 千円	- 千円	- %
歳 出 合 計	22,248,492 千円	20,682,896 千円	1,565,596 千円	7.6 %

(事業基数)

区 分	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
被保険者数	174,611 人	167,715 人	6,896 人	4.11 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
2	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	17,283,000	15,994,000	1,289,000	8.1
2	2 使用料及び 手数料	1 手 数 料	1 手 数 料	1	1	-	-
2	3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,790,584	4,527,945	262,639	5.8
2	4 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	111,000	83,000	28,000	33.7
3	5 諸 収 入	1 延滞金及び 加算金	1 延滞金及び 加算金	420	625	△ 205	△ 32.8
3		2 保険料収入	1 保険料収入	1,593	1,568	25	1.6
3		3 還付金及び 還付加算金	1 還付金及び 還付加算金	44,204	44,204	-	-

説 明

千円

1. 現年賦課分	17,180,000
2. 滞納繰越分	103,000

証明等手数料

一般会計繰入金

前年度繰越金

税外収入延滞金

1. 雇用保険料収入	68
2. 厚生年金保険料収入	1,525

1. 還付金	43,700
2. 還付加算金	504

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
3		4 雑 入	1 雑 入	千円 2	千円 2	千円 -	% -
3			2 後期高齢者 医療制度 事業費 委託金	17,688	18,344	△ 656	△ 3.6
4			▲ 後期高齢者 医療制度 事業費 補助金	-	12,210	△ 12,210	皆 減
4		▲ 納 付 金	▲ 納 付 金	-	997	△ 997	皆 減
歳 入 合 計				22,248,492	20,682,896	1,565,596	7.6

説 明

1. 滞納処分費	千円 1
2. その他の雑入	1

後期高齢者医療制度事業費委託金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
6 ～ 9	1 総 務 費	1 総 務 費	1 総 務 費	375,387	384,308	△ 8,921	△ 2.3
8 ～ 9	2 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	21,828,801	20,254,284	1,574,517	7.8
8 ～ 9	3 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 償 還 金	43,700	43,700	-	-
8 ～ 9			2 還 付 加 算 金	504	504	-	-
8 ～ 9	4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	100	-	-
歳 出 合 計				22,248,492	20,682,896	1,565,596	7.6

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・41人(うち会計年度任用職員・6人)	249,156 (254,042)
2. 一般事務費	114,262 (117,641)
3. 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	11,969 (12,625)
[関連歳入		
(2) 使用料及び手数料	1	
証明等手数料		
(5) 諸収入	19,283	
雇用保険料収入	68	
厚生年金保険料収入	1,525	
滞納処分費	1	
その他の雑入	1	
後期高齢者医療制度事業費委託金	17,688	
後期高齢者医療広域連合納付金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	420	
税外収入延滞金		
保険料還付金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	43,700	
還付金		
還付加算金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	504	
還付加算金		

ウ. 国民健康保険事業特別会計（議案第32号）

（歳入総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
国民健康保険料	25,838,647 千円	25,934,743 千円	△ 96,096 千円	△ 0.4 %
使用料及び手数料	184 千円	139 千円	45 千円	32.4 %
国庫支出金	5,886 千円	6,231 千円	△ 345 千円	△ 5.5 %
国庫補助金	5,886 千円	6,231 千円	△ 345 千円	△ 5.5 %
県支出金	94,722,290 千円	94,324,405 千円	397,885 千円	0.4 %
県負担金	200,598 千円	218,742 千円	△ 18,144 千円	△ 8.3 %
県補助金	94,521,692 千円	94,105,663 千円	416,029 千円	0.4 %
財産収入	45,898 千円	42,803 千円	3,095 千円	7.2 %
繰入金	21,127,586 千円	19,475,253 千円	1,652,333 千円	8.5 %
一般会計繰入金	17,989,682 千円	18,446,466 千円	△ 456,784 千円	△ 2.5 %
基金繰入金	3,137,904 千円	1,028,787 千円	2,109,117 千円	205.0 %
繰越金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
諸収入	356,131 千円	350,284 千円	5,847 千円	1.7 %
財政安定化基金貸付金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
歳入合計	142,096,624 千円	140,133,860 千円	1,962,764 千円	1.4 %

（歳出総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	2,441,293 千円	2,574,058 千円	△ 132,765 千円	△ 5.2 %
保険給付費	93,940,401 千円	93,673,019 千円	267,382 千円	0.3 %
国民健康保険事業費納付金	44,465,266 千円	42,610,589 千円	1,854,677 千円	4.4 %
保健事業費	923,766 千円	953,391 千円	△ 29,625 千円	△ 3.1 %
基金積立金	45,898 千円	42,803 千円	3,095 千円	7.2 %
諸支出金	230,000 千円	230,000 千円	- 千円	- %
予備費	50,000 千円	50,000 千円	- 千円	- %
歳出合計	142,096,624 千円	140,133,860 千円	1,962,764 千円	1.4 %

(事業基数)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
医療 給 付 費 分	世帯数	213,000 世帯	214,600 世帯	△ 1,600 世帯	△ 0.75 %
	被保険者数	298,900 人	302,400 人	△ 3,500 人	△ 1.16 %
	一人あたり受診件数	10.9758 件	10.6691 件	0.3067 件	2.87 %
	一件あたり医療費	33,526 円	33,956 円	△ 430 円	△ 1.27 %
	一人あたり医療費	367,973 円	362,283 円	5,690 円	1.57 %
介 護 分	世帯数	84,900 世帯	84,700 世帯	200 世帯	0.24 %
	被保険者数	96,300 人	98,400 人	△ 2,100 人	△ 2.13 %

(保険料)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
一人あたり 保 険 料	医療分	50,242 円	53,515 円	△ 3,273 円	△ 6.12 %
	支援分	23,757 円	20,484 円	3,273 円	15.98 %
	小 計	73,999 円	73,999 円	- 円	- %
	介護分	24,805 円	23,372 円	1,433 円	6.13 %
	合 計	98,804 円	97,371 円	1,433 円	1.47 %
均 等 割 額	医療分	20,500 円	21,841 円	△ 1,341 円	△ 6.14 %
	支援分	9,662 円	8,357 円	1,305 円	15.62 %
	小 計	30,162 円	30,198 円	△ 36 円	△ 0.12 %
	介護分	10,061 円	9,497 円	564 円	5.94 %
	合 計	40,223 円	39,695 円	528 円	1.33 %
世 帯 割 額	医療分	19,731 円	21,087 円	△ 1,356 円	△ 6.43 %
	支援分	9,300 円	8,068 円	1,232 円	15.27 %
	小 計	29,031 円	29,155 円	△ 124 円	△ 0.43 %
	介護分	7,608 円	7,356 円	252 円	3.43 %
	合 計	36,639 円	36,511 円	128 円	0.35 %
賦課限度額	医療分	650,000 円	650,000 円	- 円	- %
	支援分	220,000 円	200,000 円	20,000 円	10.00 %
	小 計	870,000 円	850,000 円	20,000 円	2.35 %
	介護分	170,000 円	170,000 円	- 円	- %
	合 計	1,040,000 円	1,020,000 円	20,000 円	1.96 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
12	1 国民健康 保 険 料	1 国民健康 保 険 料	1 一 般 被 保 険 者 保 険 料	千円 25,838,347	千円 25,934,443	千円 △ 96,096	% △ 0.4
12			2 退 職 被 保 険 者 等 保 険 料	300	300	-	-
13	2 使用料及び 手 数 料	1 手 数 料	1 手 数 料	184	139	45	32.4
13	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 出 産 育 児 一 時 金 臨 時 補 助 金	5,885	-	5,885	皆 増
13			2 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	1	-	-
13			▲ 特 定 保 健 指 導 推 進 事 業 費 金 補 助 金	-	6,230	△ 6,230	皆 減
13	4 県 支 出 金	1 県 負 担 金	1 特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	200,598	218,742	△ 18,144	△ 8.3
13 ~ 14		2 県 補 助 金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	94,521,692	94,105,663	416,029	0.4

説 明

千円

1. 医療給付費分現年賦課分	15,017,333
2. 後期高齢者支援金分現年賦課分	7,101,108
3. 介護納付金分現年賦課分	2,388,706
4. 医療給付費分滞納繰越分	836,400
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	324,400
6. 介護納付金分滞納繰越分	170,400

1. 医療給付費分滞納繰越分	100
2. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	100
3. 介護納付金分滞納繰越分	100

証明等手数料

出産育児一時金臨時補助金

災害臨時特例補助金

特定健康診査等負担金

1. 保険給付費等普通交付金	92,780,300
2. 保険給付費等特別交付金	1,741,392

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
14	5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 利 子 及 び 配 当 金	45,898	42,803	3,095	7.2
14	6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,989,682	18,446,466	△ 456,784	△ 2.5
14		2 基 金 繰 入 金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	3,137,904	1,028,787	2,109,117	205.0
14	7 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	1	1	-	-
15	8 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	14,824	9,624	5,200	54.0
15		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	42,315	39,712	2,603	6.6
15		3 弁 償 金	1 弁 償 金	22	22	-	-
15		4 雑 入	1 保 険 給 付 費 返 還 金	298,893	275,600	23,293	8.5
15			2 雑 入	77	77	-	-

説 明

千円

国民健康保険財政調整基金利子収入

一般会計繰入金

国民健康保険財政調整基金繰入金

前年度繰越金

税外収入延滞金

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 雇用保険料収入 | 2,160 |
| 2. 厚生年金保険料収入 | 40,155 |

弁償金

保険給付費返還金

- | | |
|-----------|----|
| 1. 滞納処分費 | 76 |
| 2. その他の雑入 | 1 |

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
16		▲ 納 付 金	▲ 納 付 金	-	25,249	△ 25,249	皆 減
16	9 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1	1	-	-
歳 入 合 計				142,096,624	140,133,860	1,962,764	1.4

説 明

千円

財政安定化基金貸付金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
18 ～ 21	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 1,557,496	千円 1,724,251	千円 △ 166,755	% △ 9.7
20 ～ 23			2 医 療 費 適 正 化 特別対策費	361,754	337,300	24,454	7.2
22 ～ 23		2 徴 収 費	1 賦課徴収費	422,998	420,970	2,028	0.5

()内は前年度予算額

説 明			
			千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・186人(うち会計年度任用職員・39人)		1,160,606	(1,159,232)
2. 一般管理費 (国民健康保険運営協議会経費、一般管理費経常事務費、制度改正等に伴うシステム改修、 国保事業における業務効率化経費)		396,890	(565,019)
関連歳入			
(2) 使用料及び手数料 証明等手数料		184	
(8) 諸収入		5,514	
雇用保険料収入		285	
厚生年金保険料収入		5,228	
その他の雑入		1	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・48人(うち会計年度任用職員・48人)		168,936	(169,991)
2. 医療費適正化特別対策費 (ジェネリック医薬品の普及促進事業、医療費適正化経常事務費、医療費適正化推進事業、 適正服薬推進事業)		192,818	(167,309)
関連歳入			
(8) 諸収入		13,122	
雇用保険料収入		644	
厚生年金保険料収入		12,478	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・60人(うち会計年度任用職員・60人)		215,952	(225,839)
2. 賦課徴収費 (賦課徴収経常事務費、還付事務センター運営経費)		207,046	(195,131)
関連歳入			
(8) 諸収入		31,507	
税外収入延滞金		14,824	
雇用保険料収入		862	
厚生年金保険料収入		15,745	
滞納処分費		76	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
22 ～ 25			2 収納率向上 特別対策費	千円 99,045	千円 91,537	千円 7,508	% 8.2
24 ～ 27	2 保険給付費	1 法定給付費	1 療養給付費	93,930,187	93,664,634	265,553	0.3
26 ～ 27		2 任意給付費	1 傷病手当金	10,214	8,385	1,829	21.8

() 内は前年度予算額

説 明		千円																					
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・16人(うち会計年度任用職員・16人)	57,620 (55,524)																						
2. 収納率向上特別対策費 (コールセンター関係経費、収納率向上経常事務費)	41,425 (36,013)																						
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">[関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>(8) 諸収入</td> <td style="text-align: right;">4,421</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">230</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">4,191</td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(8) 諸収入	4,421		雇用保険料収入	230		厚生年金保険料収入	4,191												
[関連歳入																							
(8) 諸収入	4,421																						
雇用保険料収入	230																						
厚生年金保険料収入	4,191																						
1. 療養給付費	79,976,100 (79,685,000)																						
2. 療養費	848,100 (920,700)																						
3. 高額療養費	12,259,000 (12,289,400)																						
4. 高額介護合算療養費	6,100 (5,600)																						
5. 移送費	100 (100)																						
6. 出産育児一時金	588,500 (525,000)																						
7. 葬祭費	46,600 (45,840)																						
8. 診療報酬審査支払事務費	205,687 (192,994)																						
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">[関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>(3) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">5,885</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 出産育児一時金臨時補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 県支出金</td> <td style="text-align: right;">92,780,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険給付費等普通交付金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 諸収入</td> <td style="text-align: right;">268,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険給付費返還金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(3) 国庫支出金	5,885		出産育児一時金臨時補助金			(4) 県支出金	92,780,300		保険給付費等普通交付金			(8) 諸収入	268,100		保険給付費返還金				
[関連歳入																							
(3) 国庫支出金	5,885																						
出産育児一時金臨時補助金																							
(4) 県支出金	92,780,300																						
保険給付費等普通交付金																							
(8) 諸収入	268,100																						
保険給付費返還金																							
国民健康保険における傷病手当金																							
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">[関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>(4) 県支出金</td> <td style="text-align: right;">10,214</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険給付費等特別交付金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[関連歳入			(4) 県支出金	10,214		保険給付費等特別交付金																
[関連歳入																							
(4) 県支出金	10,214																						
保険給付費等特別交付金																							

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
28 ～ 29	3 国民健康 保険事業費 納付金	1 国民健康 保険事業費 納付金	1 医 療 給 付 費 分	30,751,110	30,097,693	653,417	2.2
28 ～ 29			2 後期高齢者 支援金等分	10,261,950	9,180,783	1,081,167	11.8
28 ～ 29			3 介 護 納 付 金 分	3,452,206	3,332,113	120,093	3.6
28 ～ 31	4 保健事業費	1 保健事業費	1 保健事業費	184,400	167,836	16,564	9.9

() 内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般被保険者医療給付費分	30,751,010	(30,097,593)
2. 退職被保険者医療給付費分	100	(100)
関連歳入		
(3) 国庫支出金 災害臨時特例補助金	1	
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	1,547,514	
(6) 繰入金 国民健康保険財政調整基金繰入金	3,130,154	
(8) 諸収入 保険給付費返還金	30,793	
(9) 財政安定化基金貸付金	1	
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	10,261,850	(9,180,683)
2. 退職被保険者後期高齢者支援金等分	100	(100)
関連歳入		
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	103,142	
介護納付金分		
保健事業費	184,400	(167,836)
ア. はりきゅう費等 (はりきゅう費の支給、その他の経費)	132,689	(132,859)
イ. データヘルス保健事業 (生活習慣病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣改善推進事業、 保険者・医療関係者連携による生活習慣病重症化予防推進事業)	51,711	(34,977)
関連歳入		
(4) 県支出金 保険給付費等特別交付金	44,242	
(6) 繰入金 国民健康保険財政調整基金繰入金	7,750	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
30 ～ 33		2 特 定 健康診査等 事業費	1 特 定 健康診査等 事業費	739,366	785,555	△ 46,189	△ 5.9
32 ～ 33	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	45,898	42,803	3,095	7.2
32 ～ 33	6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	230,000	230,000	-	-
32 ～ 33	7 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	50,000	50,000	-	-
歳 出 合 計				142,096,624	140,133,860	1,962,764	1.4

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・10人(うち会計年度任用職員・10人)	34,853	(36,376)
2. 特定健診・特定保健指導事業 (特定健診事業、特定保健指導事業、特定保健指導の遠隔実施モデル事業)	704,513	(749,179)
[関連歳入		
(4) 県支出金	236,878	
特定健康診査等負担金	200,598	
保険給付費等特別交付金	36,280	
(8) 諸収入	2,652	
雇用保険料収入	139	
厚生年金保険料収入	2,513	
国民健康保険財政調整基金積立金		
[関連歳入		
(5) 財産収入	45,898	
国民健康保険財政調整基金利子収入		
償還金及び還付加算金 一般被保険者償還金及び還付加算金		

Ⅰ. 介護保険事業特別会計（議案第33号）

（歳入）

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
36	1 介護保険料	1 介護保険料	1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	12,678	12,672	6	0.0
37	3 国庫支出金	2 国庫補助金	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	21,223	21,214	9	0.0
38	5 県 支 出 金	2 県 補 助 金	1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	10,611	10,607	4	0.0
39	7 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,612	10,607	5	0.0
歳 入 合 計				55,124	55,100	24	0.0

説 明

千円

1. 現年賦課分

地域支援事業交付金

地域支援事業交付金

一般会計繰入金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
52 ～ 55	3 地 域 支 援 事 業 費	1 地 域 支 援 事 業 費	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	千円 55,124	千円 55,100	千円 24	% 0.0
歳 出 合 計				55,124	55,100	24	0.0

() 内は前年度予算額

説 明

千円

包括的支援事業費（医療）
（在宅医療・介護連携推進事業）

関連歳入

（3）国庫支出金

地域支援事業交付金

21,223

（5）県支出金

地域支援事業交付金

10,611

才. 市立病院機構病院事業債管理特別会計（議案第42号）
（歳入総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
諸収入	806,907 千円	810,630 千円	△ 3,723 千円	△ 0.5 %
歳 入 合 計	806,907 千円	810,630 千円	△ 3,723 千円	△ 0.5 %

（歳出総括）

科 目	令和5年度予算額 (A)	令和4年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
公債費	806,907 千円	810,630 千円	△ 3,723 千円	△ 0.5 %
元金	668,970 千円	663,261 千円	5,709 千円	0.9 %
利子	137,869 千円	147,297 千円	△ 9,428 千円	△ 6.4 %
公債諸費	68 千円	72 千円	△ 4 千円	△ 5.6 %
歳 出 合 計	806,907 千円	810,630 千円	△ 3,723 千円	△ 0.5 %

(病院事業債元利償還金の施設別内訳)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
こども病院	671,082 千円	674,621 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %
法人移行前	233,904 千円	233,904 千円	－ 千円	－ %
元金	175,094 千円	171,798 千円	3,296 千円	1.9 %
利子	58,810 千円	62,106 千円	△ 3,296 千円	△ 5.3 %
法人移行後	437,178 千円	440,717 千円	△ 3,539 千円	△ 0.8 %
元金	360,200 千円	360,200 千円	－ 千円	－ %
利子	76,911 千円	80,447 千円	△ 3,536 千円	△ 4.4 %
公債諸費	67 千円	70 千円	△ 3 千円	△ 4.3 %
市民病院	135,825 千円	136,009 千円	△ 184 千円	△ 0.1 %
法人移行前	69,792 千円	69,792 千円	－ 千円	－ %
元金	67,926 千円	65,513 千円	2,413 千円	3.7 %
利子	1,866 千円	4,279 千円	△ 2,413 千円	△ 56.4 %
法人移行後	66,033 千円	66,217 千円	△ 184 千円	△ 0.3 %
元金	65,750 千円	65,750 千円	－ 千円	－ %
利子	282 千円	465 千円	△ 183 千円	△ 39.4 %
公債諸費	1 千円	2 千円	△ 1 千円	△ 50.0 %
合計	806,907 千円	810,630 千円	△ 3,723 千円	△ 0.5 %
法人移行前	303,696 千円	303,696 千円	－ 千円	－ %
元金	243,020 千円	237,311 千円	5,709 千円	2.4 %
利子	60,676 千円	66,385 千円	△ 5,709 千円	△ 8.6 %
法人移行後	503,211 千円	506,934 千円	△ 3,723 千円	△ 0.7 %
元金	425,950 千円	425,950 千円	－ 千円	－ %
利子	77,193 千円	80,912 千円	△ 3,719 千円	△ 4.6 %
公債諸費	68 千円	72 千円	△ 4 千円	△ 5.6 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
148	1 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	806,907	810,630	△ 3,723	△ 0.5
歳 入 合 計				806,907	810,630	△ 3,723	△ 0.5

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
150 ～ 151	1 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	668,970	663,261	5,709	0.9
150 ～ 151			2 利 子	137,869	147,297	△ 9,428	△ 6.4
150 ～ 151			3 公 債 諸 費	68	72	△ 4	△ 5.6
歳 出 合 計				806,907	810,630	△ 3,723	△ 0.5

説 明	
福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	千円

説 明					
病院事業債元金償還金	千円				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">[</td> <td style="width: 60%;"> 関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金 </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">668,970</td> <td style="width: 10%;">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	668,970]	
[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	668,970]		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">[</td> <td style="width: 60%;"> 関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金 </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">137,869</td> <td style="width: 10%;">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	137,869]	
[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	137,869]		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">[</td> <td style="width: 60%;"> 関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金 </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">68</td> <td style="width: 10%;">]</td> </tr> </table>	[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	68]	
[関連歳入 (1) 諸収入 福岡市立病院機構病院事業債元利償還金	68]		

(4) 負担金、補助及び交付金

○負担金(共益費負担金、附帯設備費負担金、諸会議費負担金、工事費負担金、給付費負担金等を除く) (単位:千円)

会計	目	名称	交付先	令和5年度	令和4年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健衛生総務費	福岡市医師会館負担金	福岡市医師会	12,000	1,000	11,000	工事・修繕件数の増
		福岡市立病院機構運営費負担金	地方独立行政法人福岡市立病院機構	2,000,000	2,000,000	0	
		北筑昇華苑組合負担金	北筑昇華苑組合	49,239	41,156	8,083	利用見込件数の増
	健康増進対策費	健康づくり事業費負担金(地域健康づくり)	各区健康づくり事業実施団体	3,500	2,450	1,050	事業統合による増
		健康づくり事業費負担金(健康日本21計画推進)		0	1,050	▲1,050	事業統合による減
		難病相談支援センター負担金	福岡県	8,300	8,250	50	
		健康づくり事業費負担金(健康づくりフェスタふくおか負担金)	健康づくりフェスタふくおか実行委員会	3,000	4,000	▲1,000	事業内容見直しによる減
	感染症対策費	新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策負担金	福岡県	75,366	0	75,366	新設
	環境衛生費	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業負担金	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会(仮称)	8,700	0	8,700	新設
	食品衛生費	食品衛生申請等システム負担金	厚生労働省	600	600	0	
	障がい保健福祉費	「こころの病」理解のために～みんなの集い～大会負担金	みんなの集い実行委員会	300	300	0	
		精神保健福祉啓発交流事業開催負担金	精神保健福祉啓発交流事業実行委員会	600	600	0	
	後期	後期高齢者医療保険料等負担金	福岡県後期高齢者医療広域連合	21,315,349	19,836,792	1,478,557	被保険者数増による保険料納付金の増
		後期高齢者医療広域連合事務費負担金		513,452	417,492	95,960	標準システム改修費の増
国保	国民健康保険団体連合会負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	62,013	61,255	758	単価の増	
	オンライン資格確認等運営負担金		7,282	7,473	▲191	被保険者数の減	
	国民健康保険団体連合会システム負担金		4,951	4,974	▲23		
	収納対策支援事業負担金		75	0	75	新設	
	地方税共同機構負担金	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	100	100	0		
計				24,064,827	22,387,492	1,677,335	

○補助及び交付金

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	令和5年度	令和4年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健衛生 総務費	福岡市救急病院協会事業補助金	福岡市救急病院協会	10,330	10,330	0	
		福岡市医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市医師会	60,900	60,900	0	
		福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市歯科医師会	11,900	11,900	0	
		福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市薬剤師会	10,200	10,200	0	
		福岡県私設病院協会事業補助金	一般社団法人福岡県私設病院協会	750	750	0	
		福岡県難病団体連絡会難病相談事業費補助金	福岡県難病団体連絡会	750	750	0	
		福岡市献血推進協議会事業補助金	福岡市献血推進協議会	400	400	0	
	健康増進 対策費	食生活改善推進事業補助金	福岡市食生活改善推進員協議会	784	784	0	
		地域健康づくり活動推進事業補助金	福岡市衛生連合会	29,218	29,218	0	
	感染症 対策費	福岡市結核予防費補助金	私立学校又は施設の設置者	13,457	12,817	640	利用見込の増
	環境 衛生費	福岡市公衆浴場事業振興等補助金(運営費補助)	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部	1,619	1,755	▲136	補助施設数の減
		福岡市公衆浴場事業振興対策特例措置利子補給金	普通公衆浴場営業者	100	91	9	
		福岡市公衆浴場設備改善事業補助金		2,000	3,000	▲1,000	補助見込件数の減
		福岡市猫の繁殖制限・所有者明示推進事業補助金	獣医師団体	750	750	0	
		福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金	犬猫の飼い主	150	150	0	
	食品 衛生費	福岡市食品衛生協会事業補助金	公益社団法人福岡市食品衛生協会	30,000	30,000	0	
	火葬場 費	(公財)ふくおか環境財団補助金	公益財団法人ふくおか環境財団	27,870	27,986	▲116	
	障がい 保健 福祉費	「心の電話-福岡」事業費補助金	特定非営利活動法人九州大学こころとそだちの相談室	500	500	0	
		福岡いのちの電話運営事業補助金	社会福祉法人福岡いのちの電話	5,000	5,000	0	
	国保	福岡市鍼灸師会小呂島派遣事業補助金	一般社団法人福岡市鍼灸師会	200	200	0	
計				206,878	207,481	▲603	

2 保健医療局所管条例案

議案第 68 号

福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」の一部改正に伴い、重度障がい者医療費助成制度の居住地特例対象施設に係る規定について、所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 居住地特例対象施設となる障がい者支援施設等の定義を整備（第2条）
- (2) 重度障がい者医療費助成制度の居住地特例対象施設に介護保険特定施設等を追加（第3条第1項）

※居住地特例とは

本市に住所を有していた者が、本市の区域外の障がい者支援施設等に、本市の決定や措置に基づく入所により、市外へ住民票を異動する場合については、転出先市町村の財政負担を軽減する観点から、特例として、本市に住所を有するものとみなして、継続して福岡市で障がい者医療費助成対象者として認定する制度。

<参考>

種別	重度障がい者医療費助成制度の居住地特例対象施設
障がい者支援施設	・ 障害者総合支援法で定める入居施設 (障がい者の入所施設、療養介護施設、グループホーム等)
児童福祉施設	・ 児童福祉法で定める入居施設 (障害児入所施設、指定発達支援医療機関)
介護保険特定施設等	・ 介護保険法で定める入居施設 (有料老人ホーム、ケアハウス、特別養護老人ホーム等) ・ 老人福祉法で定める入居施設 (養護老人ホーム)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(5) (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる重度障がい者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法による被保険者又は被保険者等若しくはその被扶養者とする。この場合において、本市の区域外の<u>障害者支援施設（施設入所支援のみを行う施設を含む。）</u>又は<u>児童福祉施設（次項第3号において「障害者支援施設等」という。）</u>に入所している次に掲げる者は、その入所している間、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 本市の区域内の<u>障害者支援施設等</u>に入所している者であつて、他の市町村が行う重度障がい者医療費助成事業における助成の対象者となることのできるもの</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>第4条～第13条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障がい者支援施設</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援のみを行う施設を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>介護保険特定施設等</u> <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第25項に規定する介護保険施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。</u></p> <p>(4) <u>児童福祉施設</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）をいう。</u></p> <p>(5)～(8) (略) (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる重度障がい者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法による被保険者又は被保険者等若しくはその被扶養者とする。この場合において、本市の区域外の<u>障がい者支援施設、介護保険特定施設等、児童福祉施設その他規則で定める施設（次項第3号において「障がい者支援施設等」という。）</u>に入所している次に掲げる者は、その入所している間、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 本市の区域内の<u>障がい者支援施設等</u>に入所している者であつて、他の市町村が行う重度障がい者医療費助成事業における助成の対象者となることのできるもの</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>第4条～第13条 (略)</p>

議案第 69 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

健康保険法施行令の一部改正に鑑み出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 出産育児一時金の支給額の改正

健康保険法施行令の一部改正により、福岡市民の大半を占める被用者保険の被保険者を対象に出産育児一時金の支給額が現行の 408,000 円から 488,000 円へ引き上げられることに鑑み、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、福岡市国民健康保険条例についても同様の改正を行うもの。

【出産育児一時金の支給額（出生児 1 人あたり）】

※下線部分が改正部分

区分	改正後（案）	現行	備考
支給基準額	<u>488,000 円</u>	<u>408,000 円</u>	
加算基準額（※）	12,000 円	12,000 円	施行規則にて規定
合計	500,000 円	420,000 円	

※産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合に加算される額

(2) 賦課限度額の改正等

保険料の賦課限度額について、後期高齢者支援金等分を現行の 20 万円から 22 万円に引き上げる国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を国の定める上限と同額に改正するもの。

また、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、特例対象被保険者等に係る届出規定の整備を併せて行うもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	5 年度（案）	4 年度	増減
基礎賦課分	650,000	650,000	0
後期高齢者支援金等分	<u>220,000</u>	<u>200,000</u>	20,000
介護納付金分	170,000	170,000	0
合計	1,040,000	1,020,000	20,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

4 適用区分

(1) 出産育児一時金の支給額の改正

この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。

(2) 賦課限度額の改正

改正後の条例第14条の5の10及び第18条の2第5項の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

5 福岡市国民健康保険条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第6条 略 （出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第14条の5の9 略 （後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第14条の5の10 第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。）が<u>20万円</u>を超える場合においては、当該賦課額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>第14条の6～第18条 略 （低所得者に係る保険料の減額）</p> <p>第18条の2第1項～第4項 略</p> <p>5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合に</p>	<p>第1条～第6条 略 （出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第14条の5の9 略 （後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第14条の5の10 第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。）が<u>22万円</u>を超える場合においては、当該賦課額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>第14条の6～第18条 略 （低所得者に係る保険料の減額）</p> <p>第18条の2第1項～第4項 略</p> <p>5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合に</p>

において、第1項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

6 略

第18条の3～第21条の2 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する者は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証の提示を求められたときは、これを市長に提示しなければならない。

(以下略)

において、第1項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 略

第18条の3～第21条の2 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、市長が別に定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する者は、特例対象被保険者等に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第19条第3項の規定により交付された受給資格者証又は受給資格通知の提示を求められたときは、これを市長に提示しなければならない。

(以下略)

参考資料

**1 出産育児一時金の支給額の改正にかかる関係法令
健康保険法施行令（抄）**

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、<u>四十万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十万八千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、<u>四十八万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十八万八千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二 略</p>

**2 賦課限度額の改正にかかる関係法令
国民健康保険法施行令（抄）**

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準) 第二十九条の七 (略) 2 (略) 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十万円</u>を超えることができないものであること。</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準) 第二十九条の七 (略) 2 (略) 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十二万円</u>を超えることができないものであること。</p>

議案第 70 号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

様々な入浴者が安心して入浴できる環境を確保し、及び旅館業の営業形態の変化に対応するため、旅館業の施設の構造設備の基準の特例を定める等の必要があるによる。

2 改正内容

- ・旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、市長が公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、構造設備の基準又は営業施設について講ずべき措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができるとする特例を定めるもの。
- ・博物館法の一部改正に伴い生じた条ずれについて、規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 5 条 (略)	第 1 条～第 5 条 (略)
(構造設備の基準の特例) 第 6 条 市長は、 <u>旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)</u> 第 5 条第 1 項各号に掲げる施設について、 <u>当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、第 3 条及び第 4 条に定める基準を緩和することができる。</u>	(構造設備の基準の特例) 第 6 条 市長は、 <u>旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前 3 条の構造設備の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、これらの構造設備の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u>
(社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可) 第 7 条 法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略)	(社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可) 第 7 条 法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略)

(4) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項及び第 29 条に規定する博物館及びこれに相当する施設	(4) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)
第 8 条 (略)	第 8 条 (略)
(衛生措置の基準の特例)	(営業施設について講ずべき措置の基準の特例)
第 9 条 市長は、 <u>省令第 5 条第 1 項各号に掲げる施設及び修学旅行等の団体を専ら宿泊させる施設について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により前条に定める基準を緩和することができる。</u>	第 9 条 市長は、 <u>旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u>
(以下略)	(以下略)

[参 考]

特例規定によって緩和又は適用除外とする基準（福岡市旅館業法施行条例）の概要

1 様々な入浴者が安心して入浴できる環境の確保

支障がない施設	基準の内容	緩和又は適用除外の内容
占有で利用する浴室	7 歳以上の混浴不可（共同浴室） 【第 8 条第 6 号テ】	混浴可

2 旅館業の営業形態の変化への対応

支障がない施設	基準の内容	緩和又は適用除外の内容
水着等で利用する浴室	7 歳以上の混浴不可（共同浴室） 【第 8 条第 6 号テ】	混浴可
	脱衣室を浴室に付設（共同浴室） 【第 3 条第 3 号ウ】	付設不要
	浴室の外からの見通し不可（共同浴室、客室の浴室） 【第 3 条第 3 号ア、第 3 条第 4 号ア】	外からの見通し可

議案第 71 号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

様々な入浴者が安心して入浴できる環境を確保し、及び公衆浴場の営業形態の変化に対応するため、公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準の特例を定める必要があるによる。

2 改正内容

営業形態その他特別の事情により、市長が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、構造設備に関する措置の基準又はその他の措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができるとする特例を定めるもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 4 条 (略) <u>(新設)</u>	第 1 条～第 4 条 (略) <u>(構造設備に関する措置の基準の特例)</u>
(その他の措置の基準)	(その他の措置の基準)
<u>第 5 条</u> 前条第 1 項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(24) (略)	<u>第 5 条</u> 市長は、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であつて公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。
2 <u>前条第 2 項</u> に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室公衆浴場を除く。)に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	2 <u>第 4 条第 2 項</u> に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室公衆浴場を除く。)に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)
3 <u>前条第 3 項</u> に定めるもののほか、個室公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	3 <u>第 4 条第 3 項</u> に定めるもののほか、個室公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)

(新設)	(その他の措置の基準の特例) 第7条 市長は、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であつて公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。
(委任) 第6条 (略)	(委任) 第8条 (略)

[参 考]

特例規定によって緩和又は適用除外とする基準（福岡市公衆浴場法施行条例）の概要

1 様々な入浴者が安心して入浴できる環境の確保

支障がない施設	基準の内容	緩和又は適用除外の内容
占有で利用する浴室	7歳以上の混浴不可 【第5条第1項第4号】	混浴可
	出入口を男女で区別 【第4条第1項第1号】	男女で共用
	浴室を男女で区別 【第4条第1項第3号】	男女で共用
	便所等の位置が脱衣室の中 【第4条第1項第6号】	脱衣室の外

2 公衆浴場の営業形態の変化への対応

支障がない施設	基準の内容	緩和又は適用除外の内容
水着等で利用する浴室	7歳以上の混浴不可 【第5条第1項第4号】	混浴可
	出入口を男女で区別 【第4条第1項第1号】	男女で共用
	浴室を男女で区別 【第4条第1項第3号】	男女で共用
	便所等の位置が脱衣室の中 【第4条第1項第6号】	脱衣室の外
	シャワーの位置が浴室の中 【第4条第2項第2号】	浴室の外
	浴室の外からの見通し不可 【第4条第1項第2号】	外からの見通し可
汚水が発生しない浴室	浴室の床が不浸透性材料、速やかに排水できる構造 【第4条第1項第8号】	不浸透性材料、速やかに排水できる構造は不要
	浴室の内壁が耐水性材料 【第4条第1項第9号】	耐水性材料は不要

3. 組織編成案

新設 変更

令和4年度（現行）		令和5年度（編成案）	
保健医療局	241	保健医療局	245
理事		理事	
— 総務部	48	— 総務企画部	59
— 総務課	8	— 総務課	7
— 保険年金課	23	— 保健医療政策課	5
— 保険医療課	16	— 保険年金課	22
		— 保険医療課	18
		— 病院事業課	6
— 健康医療部	57	— 健康医療部	52
— 地域医療課	13	— 地域医療課	13
— 保健予防課	15	— 保健予防課	15
— 健康増進課	13	— 健康増進課	12
— 口腔保健支援センター	2	— 口腔保健支援センター	2
— 医療事業課	4	— 精神保健福祉センター	9
— 精神保健福祉センター	9	— 副所長	
— 副所長			
— 部長※新型コロナウイルス感染症対策	29	— 感染症対策部	39
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	8	— 感染症対策課	3
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	11	— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	7
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	5	— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	12
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	5	— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	7
— 部長※新型コロナウイルスワクチン接種	10	— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	4
— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	4	— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	5
— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	5		
— 生活衛生部	59	— 生活衛生部	59
— 生活衛生課	10	— 生活衛生課	10
— 食品安全推進課	7	— 食品安全推進課	7
— 動物愛護管理センター	16	— 動物愛護管理センター	16
— 食肉衛生検査所	15	— 食肉衛生検査所	15
— 食品衛生検査所	10	— 食品衛生検査所	10
— 保健環境研究所	36	— 保健環境研究所	34
— 保健科学課	22	— 保健科学課	21
— 環境科学課	13	— 環境科学課	12